

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年3月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500586号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500249号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年10月21日から平成2年10月21日に訂正し、平成元年10月から同年12月までの標準報酬月額を16万円、平成2年1月の標準報酬月額を13万4,000円、平成2年2月から同年9月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成元年10月21日から平成2年10月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年10月21日から平成2年10月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年10月21日から平成2年11月26日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録では、平成元年10月21日に被保険者資格を喪失した旨記録されているが、同社には請求期間においても継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていた。請求期間のうちの一部期間ではあるが給与明細書を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映されるよう資格喪失年月日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成元年10月21日から平成2年10月21日までの期間について、雇用保険の記録、請求者から提出された一部期間の給与明細書及び源泉徴収票並びにA社から提出された請求者に係る労働者名簿、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び同社の回答により、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち平成元年10月21日から平成2年10月21日までの標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

又は請求期間の標準報酬月額の基本となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書又は所得税源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成元年10月から同年12月までは16万円、平成2年1月は13万4,000円、平成2年2月から同年9月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成元年10月から平成2年9月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成元年10月21日から平成2年10月21日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成2年10月21日から同年11月26日までの期間について、雇用保険の記録、A社から提出された請求者に係る労働者名簿などの資料により、請求者が平成2年10月20日に同社を退職したことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち平成2年10月21日から同年11月26日までの期間について、請求者が同年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、当該期間においてA社に勤務していたとは言えないことから、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。